

〔注〕2003年4月から改正沿革を付記した。

改正 2003年4月1日

2015年4月1日

(始期)

第1条 編・転入学は、学年始めとする。

(編転入の選考等)

第2条 次条及び第4条各項に該当する編・転入学志願者は、当該学部教授会において選考のうえ、学部長の進達により、学長が入学を許可する。

(2年次への編・転入学の条件)

第3条 2年次への転入学志願者は、次の条件を備えていることを要する。

(1) 大学において1年以上在学していること

(2) 大学において31単位以上修得していること

2 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の10の規定により大学に編入学することができる者は、本学2年次への編入学を願い出ることができる。

(3年次への編・転入学の条件)

第4条 3年次への転入学志願者は、次の条件を備えていることを要する。

(1) 大学において2年間以上在学していること

(2) 大学において62単位以上修得していること

2 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができる者は、3年次への編入学を願い出ることができる。

(単位の換算)

第5条 単位の換算は、当該学部教授会において行う。詳細については、別に定める。

(在籍年数の換算)

第6条 編・転入学者の大学・短期大学、高等専門学校及び専修学校における在籍年数は、中京大学における在籍年数として換算する。

(第4年次への編・転入学)

第7条 第4年次への編・転入学は認めない。

(編・転入者の学費)

第8条 編・転入学者の学費は、当該年度・当該学年次の学費を徴収する。ただし、入学金は当該年度の入学金を徴収する。

(定員)

第9条 定員は若干名とする。

附 則

この内規は、1986年1月16日から施行する。

附 則

この内規は、1988年9月22日から施行する。

附 則

この内規は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2015年4月1日から施行する。